平成２２年（フ）第１８１１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須88番地１森田ビル302号
債務者　吉田　武寿
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８１３号
福岡市博多区美野島４丁目１番２―106号
債務者　石丸　　馨
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８１９号
福岡県筑紫野市大字天山12番地40
債務者　出永みゆき
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８２３号
福岡市西区愛宕２丁目14番30―１号
債務者　西野　千紘（旧姓兵田）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８３５号
福岡市東区八田１丁目11番36―305号
債務者　二里　清子（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８３８号
福岡市城南区七隈６丁目７番８号
債務者　前田　美香（旧姓安井・片山）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８３９号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ１丁目１番１号
債務者　片淵　　晶（旧姓薬師寺）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８４８号
福岡市南区長丘１丁目19番13号
債務者　柴田　貫治
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９２号
福岡県福津市あけぼの１番地の14ユニゾンパークサイドⅡ201
債務者　野口　忠昭
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９７号
福岡市東区唐原２丁目３番18―204号
債務者　内山　章次
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９８号
福岡市東区唐原２丁目３番18―204号
債務者　内山　英子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９００号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目13番22号
債務者　長野　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９０８号
福岡県糸島市有田568番地62
債務者　住友知惠子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９１０号
福岡県筑紫野市大字常松379番地２　昴壱番館202号
債務者　岩永　康治
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９２５号
福岡市早良区高取１丁目１番53―103号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４６号
福岡県福津市光陽台６丁目16番地の１
債務者　吉武　正浩
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５１号
福岡市東区下原２丁目22番11号
債務者　竹内　深佳
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５９号
福岡市城南区樋井川２丁目３番31号
債務者　森　　利由
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部